

平成24年度
文部科学白書
(骨子)

平成25年7月

文 部 科 学 省

第1部 特集① 教育再生の実行に向けて

これまでの教育改革の主な動きや、第2期教育振興基本計画の策定、さらには教育再生実行会議の提言等、教育再生の実行に向けた取組について記述

第1節 近年の教育改革の道のり

◆ 四六答申(昭和46年)

(中央教育審議会「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について(答申)」)
⇒ 本答申を受け、人材確保法の制定、私立学校への経常費助成、国公立大学共通第一次試験の導入など、教育の質の改善に関連する様々な取組を実施

◆ 臨時教育審議会(昭和59年～)

⇒ 4次にわたる提言をとりまとめ、教育改革を進める視点として、①個性重視の原則、②生涯学習体系への移行、③国際化、情報化など変化への対応、の三つに集約

◆ 教育改革国民会議(平成12年～)

⇒ 教育政策の総合的推進のための教育振興基本計画の策定及び新しい時代にふさわしい教育基本法の見直しの必要性を提言

◆ 教育基本法の改正(平成18年)

⇒ 教育改革国民会議の提言を踏まえて、中教審での審議を経て改正。
・ 教育の目的・目標を明示的に規定
・ 教育振興基本計画の策定について規定

◆ 教育再生会議(平成18年～)

⇒ 4次にわたる報告をとりまとめ、教育三法の改正、40年ぶりの全国的な学力調査の実施、学校支援地域本部や放課後子ども教室の実施など社会総がかりによる教育への取組を実現

◆ 第1期教育振興基本計画の策定(平成20年)

⇒ 改正教育基本法に基づき、10年間を見通した上で、5年間で取り組むべき教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための基本計画として策定

◆ 教育再生実行会議(平成25年1月～)(参照:特集1第3節)

⇒ いじめ、教育委員会制度、大学教育等、これまでに3次にわたる提言をとりまとめ

◆ 第2期教育振興基本計画の策定(平成25年6月)(参照:特集1第2節)

⇒ 第1期計画期間の施策の実施状況や社会情勢の変化等を踏まえ、今後5年間の計画を策定



江崎玲於奈教育革新国民会議座長から森喜朗総理大臣(当時)に答申手交



第1回教育再生会議(平成18年10月18日)の様子

第2節 第2期教育振興基本計画の策定

第1期教育振興基本計画 (対象期間:平成20～24年度)

⇒ 改正教育基本法第17条に基づき、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための教育振興基本計画を政府として初めて策定(平成20年7月1日閣議決定)。

<10年間を通じて目指すべき教育の姿>

- ①義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる
- ②社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる

<5年間で取り組むべき施策の四つの基本的方向>

- ①社会全体で教育の向上に取り組む
- ②個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる
- ③教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える
- ④子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

第2期教育振興基本計画（対象期間：平成25～29年度）



三村中央教育審議会会長から
下村文部科学大臣への答申の交手交

⇒ 中央教育審議会において約2年間審議され、平成25年4月に答申。
同年6月、政府による閣議決定。

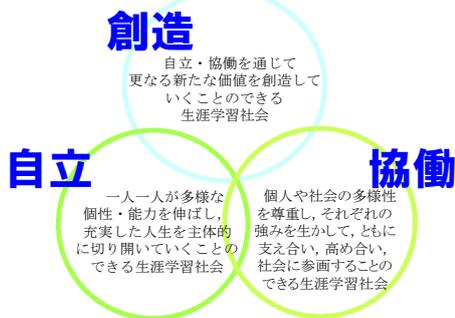
◆ 第1部 我が国における今後の教育の全体像

【今後の社会と教育行政の方向性】

⇒ 我が国が直面する危機、第1期計画の評価、大震災からの教訓などを踏まえれば、今後の社会の方向性としては、「自立」、「協働」、「創造」の三つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築が求められ、そのために必要な教育の基本的方向性は「社会を生き抜く力の養成」など四つ。

（今後の社会の方向性（三つの理念））

（四つの教育の基本的方向性）



1 社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働～

2 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、
社会の各分野を牽引していく人材～

3 学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～

4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

（教育投資）

教育の再生は最優先の政策課題の一つであり、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現が求められている。このため、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、各成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要

◆ 第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

⇒ 四つの基本的方向性の実現のため、5年間ににおける八つの成果目標(●)とそれを測る成果指標(☆)、成果目標の実現に必要な30の基本施策(◇)を提示。

＜社会を生き抜く力の養成＞

（成果目標）

- 1 「生きる力」の確実な育成
- 2 課題探求能力の習得
- 3 生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得
- 4 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等
（指標例）
- ☆国際的な学力調査で調査国中トップレベルに
- ☆いじめ、不登校、高校中退者の状況改善
- ☆大学生の学修時間の増加（欧米並みの水準）
- ☆大学等への社会人入学者の倍増

＜学びのセーフティネットの構築＞

（成果目標）

- 6 意欲ある全ての者への学習機会の確保
- 7 安全・安心な教育研究環境の確保
（指標例）
- ☆経済状況によらない進学機会の確保
- ☆家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善
- ☆平成27年度までの公立学校施設の耐震化完了

＜未来への飛躍を実現する人材の養成＞

（成果目標）

- 5 社会全体の変化や新たな価値を
主導・創造する人材等の養成
（指標例）
- ☆世界で戦える「リサーチ・ユニバーシティ」を
10年後に倍増
- ☆英語力の目標を達成した中高生の割合を50%に
- ☆2020年までに日本人の海外留学生数を倍増

＜絆づくりと活力あるコミュニティの形成＞

（成果目標）

- 8 互助・共助による活力ある
コミュニティの形成
（指標例）
- ☆全学区に学校と地域の連携・協働体制を構築
- ☆コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に
拡大
- ☆全学校等で評価や情報提供を実施

＜四つの基本的方向性を支える環境整備＞

（基本施策の例）

- ◇教育委員会の抜本的改革
- ◇大学におけるガバナンスの機能強化
- ◇私立学校の振興
- ◇きめ細かで質の高い教育のための教職員等の指導体制の整備
- ◇大学の財政基盤の確立と施設整備
- ◇社会教育推進体制の強化

第3節 教育再生に向けた重要課題

「教育再生実行会議」の開催を閣議決定(平成25年1月15日)

- ・構成員:内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣兼教育再生担当大臣、教育界、経済界、地方公共団体等の有識者(15名)等

いじめの問題等への対応について

◆ 第一次提言(平成25年2月26日)

- ・道徳教育の抜本的充実や新たな枠組みによる教科化の検討
- ・いじめに対峙していくための法律の制定
- ・体罰禁止の徹底 等

◆ 提言を受けた文部科学省の対応

(参照:特集2第1節「いじめ・体罰等への課題への対応」)

- ・道徳教育の充実に関する懇談会を開催し、「心のノート」の全面改訂、道徳の教科化の在り方等について検討を開始
 - ・体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底についての通知の発出
 - ・運動部活動での指導のガイドラインの作成 等
- ※第183回国会において成立した「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの問題に関する対策の実施を一層推進していく。



教育再生実行会議担当室の看板を掲げる安倍内閣総理大臣、下村文部科学大臣兼教育再生担当大臣、義家文部科学大臣政務官



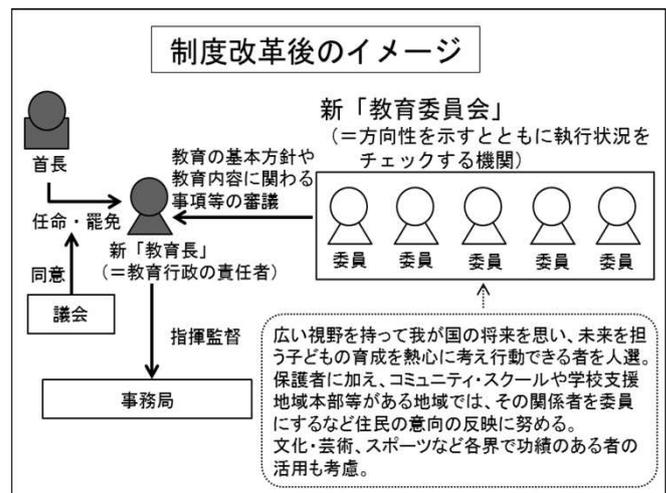
教育委員会制度等の在り方について

◆ 第二次提言(平成25年4月15日)

- ・地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国各地でも責任ある体制を築くこと
- ・責任ある教育が行われるよう、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、権限の見直しを行うこと
- ・地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映すること

◆ 提言を受けた文部科学省の対応

- ・必要な法律改正の在り方を含めた、より具体的な改革方策について中央教育審議会に諮問。今後答申を得て、関係法律の改正案を国会に提出することを目指す。



(出典)教育再生実行会議第二次提言

これからの大学教育等の在り方について

◆ 第三次提言(平成25年5月28日)

- ・グローバル化に対応した教育環境づくりを進めること
- ・社会を牽引するイノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進めること
- ・学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化すること
- ・大学等における社会人の学び直し機能を強化すること
- ・大学のガバナンス改革、財政基盤の確立により経営基盤を強化すること

◆ 提言を受けた文部科学省の対応

- ・提言内容を政府の日本再興戦略にも反映し着実に推進
- ・制度改革を伴うものについては中央教育審議会等で審議し、必要なものについては関係法令を改正



安倍内閣総理大臣に提言を手交する鎌田座長

特集② 安全・安心な教育環境の構築

子供たちが安全・安心な環境で教育を受けられるよう、いじめ・体罰等の課題への対応を徹底するとともに、東日本大震災を踏まえて学校施設の耐震化や防災教育等を推進。さらに、学校・家庭・地域の連携による社会総がかりで子供を育てていく体制づくりにより、それらの取組をより一層推進。

第1節 いじめ・体罰等の課題への対応

いじめの問題への対応

- ◆ 「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」の策定(平成24年9月)
 - ・学校・家庭・地域が一丸となって子どもの生命を守る
 - ・いじめの早期発見と適切な対応を促進する
 - ・学校・教育委員会等との連携を強化する
 - ・学校と関係機関の連携を促進する

- ◆ いじめの問題に関する緊急調査の実施(平成24年8月実施、11月通知発出)
 - ・いじめの認知件数約14万4,000件
 - ・このうち、学校として、児童生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態に至るおそれがあると考える件数は、278件
(小・中・高・特別支援学校を合わせた数。平成24年4月からの5,6ヶ月間)
 - ・教育委員会及び学校の取組状況に係る調査の結果を踏まえ、アンケート調査の実施の徹底、警察等関係機関との連携、いじめに関する学校評価及び教員評価の留意点等について通知

- ◆ 関係機関との連携に関する通知の発出
 - ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案については、早期に警察へ相談・通報すること
 - ・学校・教育委員会において、より一層主体的に警察と連携・協力していく上での留意点
 - ・いじめの態様別の、学校において生じる可能性がある犯罪行為等の類型
 - ・いじめの未然防止のため、授業や教員研修等において、人権機関との更なる連携を推進すること等

- ◆ 相談体制の充実
 - ・スクールカウンセラーの配置に関する経費の補助
(平成24年度、公立小中約2万校分。補正予算により、通常1回4時間勤務を6～7時間に拡充。)
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置に関する経費の補助(平成24年度、1,113人分)
→平成25年度はさらに拡充予定(1,335人分)
 - ・24時間いじめ相談ダイヤル(0570-0-78310(なやみ言おう))の周知

- ◆ いじめ対策総合推進事業
 - ・いじめの早期発見・早期対応やいじめを許さない学校づくり、児童生徒の自主的な取組の支援など教育再生会議第一次提言も踏まえ、実施予定(平成25年度)



教育再生実行会議の様子

※「いじめ防止対策推進法」が第183回国会において成立

体罰問題への対応

- ◆ 体罰禁止の徹底に関する通知の発出、「運動部活動での指導のガイドライン」の策定
 - ・体罰禁止の趣旨の周知徹底、体罰を行った教員等への厳正な対応
 - ・懲戒と体罰の区別についての具体例
 - ・運動部活動における指導と許されない指導の一定の考え方 等

第2節 子供たちの安全の確保

学校施設の耐震対策、防災機能強化、老朽化対策

◆ 耐震化の加速に関する取組

⇒ 国公立学校については、平成27年度までのできるだけ早期の耐震化完了を目指す

- ・耐震化率：公立小中学校 84.8%、公立幼稚園 75.1%
- ・耐震性が確保されていない公立小中学校が約1万9,000棟、公立幼稚園が約1,000棟
(平成24年4月1日現在)
- ・耐震化の進捗が遅れており、より一層積極的な取組が必要と考えられる137の地方公共団体に、大臣から耐震化の加速の要請等を実施

◆ 学校施設における天井等落下防止対策等の推進

- ・公立小中学校における非構造部材の耐震点検の実施率 66.0%
耐震対策の実施率 32.0% (平成24年4月1日現在)
- ・屋内運動場等の天井等の総点検の実施と落下防止対策の速やかな実施を要請(平成24年9月)
国公立学校施設については、可能な限り、25年度中に総点検の完了を目指すとともに、27年度までの速やかな対策の完了を目指して取り組むよう要請
- ・「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」を配付予定



地震により天井材が落下した体育館
(宮城県栗原市)

◆ 防災機能の強化

- ・防災機能強化事業として、非構造部材の耐震化、備蓄倉庫や自家発電設備の整備などについて補助対象とし、公立学校施設の防災機能強化を支援(平成24年度創設)

◆ 老朽化対策の推進

- ・「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～」(平成25年3月、有識者会議報告)
老朽化した学校施設の再生整備の在り方や、国や地方公共団体が行うべき推進方策等について取りまとめた



劣化による配管の破損

学校安全

◆ 通学路の安全

- ・平成24年4月以降、登下校中の児童等が巻き込まれる交通事故が相次いで発生したこと受け、国土交通省と警察庁と連携し、関係機関に対し、通学路の危険箇所における緊急合同点検及びこれに基づく具体的な対策の検討を要請



通学路の合同点検風景

- ・通学路の危険箇所における緊急合同点検結果
対策必要箇所(全体) 7万4,483か所、対策済み箇所は4万2,662か所
教育委員会・学校による対策必要箇所 2万8,925か所、対策済み箇所は2万6,077か所
(平成25年3月末日時点)

- ・平成25年度予算において、「通学路安全対策アドバイザー」の派遣に係る経費を計上

◆ 防災教育

- ・今後の防災教育の在り方(「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」より)
 - ①自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成
 - ②支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める
 - ③被災時における安全を確保するための防災管理・組織活動の充実・徹底→これらを踏まえ、以下の取組を実施

「実践的防災教育総合支援事業」(平成24年度)

- ・児童生徒等の安全確保を推進するため、「主体的に行動する態度」を育成するための教育手法等の開発・普及
- ・支援者としての視点から、被災地へのボランティア活動等を通じて、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育手法の開発・普及
- ・外部有識者を学校に派遣し、避難訓練などに対するチェック・助言と地域の防災関係機関との連携体制の構築

学校防災参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」改訂(平成24年度)

- ・防災教育の系統的・体系的な指導内容を整理し、全国の学校等に配付



小中学校、幼稚園・こども園とが連携した防災教育の取組(岡山県)



第3節 地域で子供を育てる体制づくり

学校と地域の連携・協働

◆ 学校支援地域本部

- (地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援)
- ・全国576市町村、3,036本部設置
(全小中学校の25.3%、全中学校の24.0%、平成24年度)

◆ 放課後子ども教室

- (放課後や週末に子供たちに体験・交流等の機会を提供)
- ・全国1,076市町村、1万98か所で開催
(小学校区あたりの実施率46.7%、平成24年度)

◆ コミュニティ・スクール

- (保護者や地域住民が一定の権限と責任により公立学校の運営に参画)
- ・指定校1,183校(平成24年度)

家庭教育の支援

◆ 家庭教育支援の取組の推進

- ・就学時健診や保護者会など多くの親が集まる機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供
- ・各地域の子育て経験者を中心とする支援人材の養成
- ・地域人材と専門家の連携による家庭教育支援チームの組織化 など

【効果】

- ・保護者の子育てに必要な知識・意欲の向上
- ・保護者の子育てについての悩みや不安、孤立感の軽減
- ・支援の届きにくい困難を抱える家庭の状況に対する教職員の理解が深まった など

【効果】

社会総がかりで子供たちの教育環境を向上

(例)
・地域住民が教員や保護者とともに子供たちを見守ることで、子供たちの直面する様々な状況に、より目が届きやすい

・地域住民と触れあう機会が増えることで、子供たちの規範意識やコミュニケーション能力の向上等につながる

学校が活力ある地域づくりの中心となる

(例)
・学校と地域の連携・協力体制の構築が、地域住民の絆を強くし、活力あるコミュニティ形成にも貢献
(「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」の実施など)



放課後子ども教室の様子(釜石市)



家庭教育支援チームによる学習会

特集③ 世界にはばたくチームジャパン！

ロンドンオリンピックにおける日本人選手の活躍と、2020年オリンピック・パラリンピックの東京招致の取組、さらには、スポーツ指導における暴力行為の根絶に向けた取組を記述

第1節 ロンドンオリンピックにおける日本人選手の活躍とその支援

日本人選手の活躍

◆ ロンドンオリンピック

- ・日本からは24競技175種目、男子選手137名、女子選手156名が参加
- ・日本は金メダル7個、銀メダル14個、銅メダル17個の計38個を獲得(史上最多)



体操男子個人総合金メダリスト内村選手



競泳では戦後最多となる11個のメダルを獲得

◆ ロンドンパラリンピック

- ・日本は金メダル5個、銀メダル5個、銅メダル6個の計16個を獲得
- ・本大会には、20競技503種目に史上最多の164の国と地域から約4,310人の選手が参加

日本人選手を支えた各施設

・スポーツ医・科学、情報面等から選手を総合的にサポートするための拠点である「マルチサポート・ハウス」、競技者が集中的・継続的な強化活動を行う拠点である「ナショナルトレーニングセンター」、スポーツ医・科学研究推進の中核機関である「国立スポーツ科学センター」等において支援を実施。



劇場を借り上げて設置した「マルチサポート・ハウス」



←メディカルケアのための
の機器やベッド



マルチサポート・ハウス
内でゲーム分析を行うサ
ポートスタッフ →

第2節 2020オリンピック・パラリンピック競技大会東京招致

招致に向けた取組

◆ 立候補都市の承認(平成24年5月)

- ・立候補を申請した5都市の中から、イスタンブール、東京、マドリードの3都市が選定される

東京が特に高く評価された点

- ・2016年大会招致の経験を活かし、大会計画が改善されている
- ・選手村のロケーションをはじめ、コンパクトにまとめた全体計画
- ・既に政府の力強い支援が存在
- ・約4000億円の開催準備基金を用意

課題

- ・IOCによる都市の世論調査結果によると、東京及びその周辺地域の支持率は47%であり、70%を超える他の立候補都市と比べて低い状況



ジャパン・ハウス内の招致ブース

◆ ロンドンオリンピック期間中の広報(平成24年7~8月)

- ・JOCがロンドンに設置したジャパンハウスにおいて、東京招致のプロモーション活動(競技会場計画の説明や東京の魅力のアピール等)を実施
→ロンドンオリンピック後の東京招致の支持率は、招致委員会の独自調査で66%に高まる

◆ 立候補ファイルの提出、IOC評価委員会への対応(平成25年1月~)

- ・開催計画を詳細に記載した立候補ファイルの提出
- ・IOCの現地調査への対応(プレゼンテーション、競技会場の視察等)
- ・IOCが実施した支持率調査では、東京での支持率が70%と、24年5月時点(47%)から向上

評価委員会リーダー委員長コメント

- ・プレゼンテーションの質が高かった。
- ・国の力強い支援や経済界などの幅広い支援が確認できた。
- ・多くの選手達と交流でき、熱意にあふれていた。



評価委員会終了後の立候補都市による記者会見

第3節 スポーツ指導における暴力行為の根絶

暴力行為根絶に向けた取組

◆ 文部科学大臣より、スポーツ指導における暴力根絶に向けた緊急のメッセージ

- ・新しい時代にふさわしい指導法が確立されるための方向性を提示
 - ①スポーツ指導者に対する暴力根絶に関する指導の徹底
 - ②スポーツ指導者が暴力ではなく、コーチング技術やスポーツ医・科学に立脚して指導できる能力体得のための指導者の養成・研修の改善
 - ③各競技団体が、相談・通報窓口の設置等ガバナンス・コンプライアンスの確立を進めることなど

◆ スポーツ界の取組

- ・日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟が、スポーツ文化を豊かに享受できる社会構築を目指し、「スポーツ界における暴力根絶宣言」を採択

◆ 「スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議(タスクフォース)」の設置

- ・暴力によらず、コーチング等のスポーツ医・科学に立脚したスポーツ指導の在り方について検討

第2部

文教・科学技術施策の動向と展開

文教・科学技術施策の年次報告として、主な内容を分野ごとに記述。

第1章 東日本大震災からの復旧・復興の進展

- 第1節 学びの場の確保
- 第2節 学びを通じたまちづくり
- 第3節 原子力発電所事故への対応—放射線から子供たちを守る

第2章 生涯学習社会の実現と教育施策の総合的推進

- 第1節 生涯学習の推進
- 第2節 社会教育の振興と地域全体で子供を育む環境づくり
- 第3節 家庭教育支援の推進と青少年の健やかな成長
- 第4節 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援
- 第5節 現代的・社会的課題に対応した教育の推進
- 第6節 国立教育政策研究所における研究・事業活動

第3章 世界トップレベルの学力と規範意識等の育成を目指す初等中等教育の充実

- 第1節 新学習指導要領が目指す教育の実現
- 第2節 科学技術系人材を育成するための理数教育の推進
- 第3節 グローバル人材の育成に向けた教育の充実
- 第4節 キャリア教育・職業教育の推進
- 第5節 高校教育改革と各学校段階間の連携・一貫教育の推進
- 第6節 教科書の充実
- 第7節 いじめ等の生徒指導上の諸課題への対応
- 第8節 道徳教育・人権教育の推進
- 第9節 子供の健康と安全
- 第10節 きめ細やかで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備
- 第11節 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の推進
- 第12節 インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進
- 第13節 海外子女、帰国・外国人児童生徒等への教育の充実
- 第14節 地域とともにある学校づくりと学校運営の改善
- 第15節 幼児・児童・生徒に対する経済的支援の充実

第4章 新たな知と価値を創造・発信する高等教育へ向けて

- 第1節 高等教育施策の動向
- 第2節 高等教育の更なる発展に向けて
- 第3節 グローバル人材育成と大学の国際化
- 第4節 専門人材の育成
- 第5節 学生に対する経済的支援の充実と学生の就業力の向上

第5章 私立学校の振興

- 第1節 私立学校に対する助成
- 第2節 私立学校振興方策の充実

第6章 科学技術・学術政策の総合的推進

- 第1節 科学技術・学術政策の展開
- 第2節 学術の振興
- 第3節 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現
- 第4節 我が国が直面する重要課題への対応
- 第5節 基礎研究及び人材育成の強化
- 第6節 社会とともに創り進める政策の展開

第7章 スポーツ立国の実現

- 第1節 「スポーツ基本計画」の推進
- 第2節 子供のスポーツ機会の充実
- 第3節 住民が主体的に参画する地域のスポーツ活動の充実
- 第4節 国際競技力向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備等
- 第5節 スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上
- 第6節 スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出

第8章 文化芸術立国の実現

- 第1節 芸術創造活動の推進
- 第2節 映画・メディア芸術の振興
- 第3節 子供たちの文化芸術活動と地域における文化芸術の振興
- 第4節 文化財の保存と活用
- 第5節 美術館・歴史博物館・劇場等の振興
- 第6節 国際文化交流を通じた日本文化の発信と国際協力への取組
- 第7節 国語施策と外国人に対する日本語教育施策の推進
- 第8節 新しい時代に対応した著作権施策の展開
- 第9節 宗教法人制度と宗務行政
- 第10節 アイヌ文化の振興

第9章 国際交流・協力の充実

- 第1節 相互理解を深める国際交流
- 第2節 ユネスコ事業への参加・協力
- 第3節 科学技術外交の推進

第10章 情報通信技術の活用の推進

- 第1節 教育の情報化について
- 第2節 情報通信技術を活用した生涯学習の推進
- 第3節 我が国の文化発信における情報通信技術の活用
- 第4節 電子政府の推進

第11章 安全で質の高い学校施設の整備

- 第1節 安全・安心な学校施設の整備
- 第2節 快適で豊かな施設環境の構築
- 第3節 未来を^{ひら}く教育研究基盤の形成

第12章 防災対策の充実

- 第1節 防災対策の充実

第13章 行政改革・政策評価等の推進

- 第1節 行政改革の推進
- 第2節 政策評価の実施
- 第3節 独立行政法人の評価